

国際障害者交流センター宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 国際障害者交流センター（以下「ビッグ・アイ」という。）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された習慣によるものとし、
- 2 ビッグ・アイが、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、
 - 3 ビッグ・アイのホームページ以外の各種予約ウェブサイトからの宿泊契約の申込みに関しても、この約款に従うものとし、

(宿泊契約の申込み)

第2条 ビッグ・アイに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項をビッグ・アイに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他ビッグ・アイが必要と認める事項
- 2 宿泊客が午前10時までに前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し出た場合、ビッグ・アイは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、ビッグ・アイが前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、ビッグ・アイが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により、宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を越える時は3日間）の基本宿泊料を限度としてビッグ・アイが定める申込金を、ビッグ・アイが指定する期日までにお支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定により料金の支払の際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定によりビッグ・アイが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、ビッグ・アイがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

- 5 ビッグ・アイが、インターネットサイトの掲載又は電話によって、誤った宿泊料金及び空室情報を提示し、当該の宿泊条件により宿泊契約の申込みをされ、ビッグ・アイが承諾した場合でも、民法上の錯誤による承諾（民法（明治29年 法律第89号）第95条）の規定により、次に該当する場合は、宿泊契約は無効とさせていただき、速やかにその旨の通知を差し上げます。
- (1) 当該の料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるとき。ただし、当該料金に関して低廉である理由の表示又はご案内のない場合に限る。
 - (2) 空室情報の提示が、日付等の錯誤によるとき。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、ビッグ・アイは、契約の成立後同項の申込金の支払を要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、ビッグ・アイが前条第2項の申込金の支払を求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

（宿泊契約締結の拒否）

- 第5条 ビッグ・アイは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - (3) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者又は感染症に感染している疑いがあると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (6) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑をおよぼすおそれがあると認められたとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、ビッグ・アイ又はビッグ・アイ従業員に対して、暴力、脅迫、恐喝、威圧、性的言動等があったとき。
 - (9) 宿泊しようとする者が、大量の予約、キャンセルを繰り返し、他の利用者の利用機会に著しく損失を与えたとき。
 - (10) 宿泊しようとする者が、未成年者で保護者の同意証明書を得られていないとき。ただし、保護者が同伴の場合、同意証明書は不要とする。
 - (11) ビッグ・アイが定める管理規程、施設利用規約及び宿泊利用規則の禁止事項に従わないとき。

(1 2) 宿泊しようとする者が、第 5 号から第 1 1 号に該当し、以前にビッグ・アイから宿泊契約の締結の拒否、あるいは宿泊契約の解除の対象となった者であると認められるとき。

(1 3) その他、ビッグ・アイ館長が不相当と判断する行為があったとき。

2 ビッグ・アイは、次に掲げる場合には、宿泊契約の締結に応じません。

(1) 宿泊しようとする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 7 7 号)による指定暴力団及び指定暴力団員等(以下それぞれ「暴力団」及び「暴力団員」という。)又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。

(2) 宿泊しようとする者が暴力団及び暴力団員が支配する法人その他の団体に属しているとき。

(3) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当者がいるとき。

(宿泊客の契約解除権)

第 6 条 宿泊客は、ビッグ・アイに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 ビッグ・アイは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定によりビッグ・アイが申込金の支払い期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第 2 に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、ビッグ・アイが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、宿泊客に告知したときに限ります。

3 ビッグ・アイは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後 8 時(予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

4 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者とその連絡をしなかったことが、列車、航空機等の公共交通機関の不通若しくは遅延、又は明確な理由による交通渋滞等、宿泊者が宿泊者の責めに帰することができない理由によるものであることを証明したときは、第 2 項の違約金はいただきません。

(ビッグ・アイの契約解除権)

第 7 条 ビッグ・アイは、次に掲げる場合においては、宿泊期間中であっても、既に締結した宿泊契約を解除することがあります。

(1) 第 5 条第 4 号から第 1 3 号の一に該当するとき。

(2) 宿泊利用規則の禁止事項に該当するとき。

(3) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させる事ができないとき。

2 ビッグ・アイが前項各号の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ

提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、ビッグ・アイのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他ビッグ・アイが必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客がビッグ・アイの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 ビッグ・アイは前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

チェックイン以前・チェックアウト以後3時間まで	室料の30%
チェックイン以前・チェックアウト以後6時間まで	室料の60%
チェックイン以前・チェックアウト以後6時間以上	室料の全額

(利用規則の厳守)

第10条 宿泊客は、ビッグ・アイ内においては、ビッグ・アイが定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 ビッグ・アイの主な設備等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間

フロント 6:00～23:00

キャッシャー 6:00～23:00

※正面玄関の施錠時間 23:00～6:00

(2) 飲食等（施設）サービス時間

(イ)朝食・・・・・・7:00～9:00

(ロ)夕食・・・・・・17:00～21:00（ラストオーダー20:30）

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。
その場合には、適当な方法でもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算出方法は別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又はビッグ・アイが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又はビッグ・アイが請求した時フロント会計において行っていただきます。
- 3 ビッグ・アイが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(ビッグ・アイの責任)

第13条 ビッグ・アイは、宿泊契約及びこれに関わる契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、その損害がビッグ・アイの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 ビッグ・アイは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 ビッグ・アイは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 ビッグ・アイは、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害補償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、ビッグ・アイの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品、現金、貴重品等について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、ビッグ・アイは、その損害を賠償します。ただし現金及び貴重品については、ビッグ・アイがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、ビッグ・アイは15万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊客が、ビッグ・アイ内にお持込みになった物品、現金、貴重品等であってフロントにお預けにならなかったものについて、ビッグ・アイの故意または過失により滅失、毀損等の傷害が生じたときは、ビッグ・アイは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告がなかったものについては、ビッグ・アイは15万円を限度としてその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

- 第16条 宿泊客の手荷物が宿泊に先立ってビッグ・アイに到着した場合は、その到着前にビッグ・アイが了解しているときに限り、ビッグ・アイで保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品がビッグ・アイに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、ビッグ・アイは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
 - 3 前項において発見した物品が現金、キャッシュカード、クレジットカード、貴金属等、貴重品と見なされる場合は、前項の保管期間に関わらず最寄りの警察署に届けます。
 - 4 第1項及び第2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についてのビッグ・アイの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、第2項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

- 第17条 宿泊客がビッグ・アイの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、ビッグ・アイは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。また、天災地変、盗難、悪戯等第三者からの損傷、その他ビッグ・アイの責めに帰すべからざる事由により、宿泊者の車両及び付属物に損害を生じてもビッグ・アイは一切その責を負いません。ただし、駐車場の管理に当たり、ビッグ・アイの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 第18条 宿泊客の故意または過失によりビッグ・アイが損害を被ったときは、当該宿泊客はビッグ・アイに対し、その損害を賠償していただきます。

(免責および損害賠償)

- 第19条 宿泊者は、宿泊施設利用に当たり、次の各号に定める免責及び損害賠償に関する事項に合意したものとみなします。

- (1) 宿泊期間中にビッグ・アイ内で生じた宿泊者が持ち込んだ物品(金銭、貴重品等を含

- む。)等の盗難、滅失及び破損事故並びに人身事故については、その原因の如何に関わらず、ビッグ・アイは一切の責任を負いません。
- (2) 天変地異、関係行政機関からの指示、その他ビッグ・アイの責に帰することのできない事由により、宿泊利用を中止せざるを得なくなった場合は、宿泊者が被ったいかなる損害についても、ビッグ・アイは一切の責任を負いません。
 - (3) 宿泊者が本約款に違背したことによって、ビッグ・アイが損害を被った場合は、その直接的損害及びそれに付随する損害について宿泊者に賠償を求めるものとします。
 - (4) 施設、設備、什器、備品、貸出物品等を毀損・紛失した場合は、宿泊者はビッグ・アイからの賠償請求に応じるものとします。
 - (5) ビッグ・アイからのインターネット等のご利用にあたっては、宿泊者ご自身の責任において行うものとします。通信中のシステム障害、その他の理由によりサービスが中断し、その結果宿泊者がいかなる損害を被った場合においても、ビッグ・アイは一切の責任を負いません。また、通信の内容が不適切と判断した行為により、ビッグ・アイに損害が生じた場合、その損害の賠償を求めます。
 - (6) ビッグ・アイの責に帰すべき事由により、宿泊者に損害が発生した場合は、既にビッグ・アイが受領した施設利用料金の額を限度として、その損害を賠償するものとします。
 - (7) ビッグ・アイの責に帰すべき事由により、宿泊者が負傷した場合は、ビッグ・アイが加入する傷害保険の範囲内で対応します。

(優先する言語)

第20条 本約款は日本語と英語で作成されますが、双方の約款の条文の間に不一致又は相違があるときは、日本語がすべての点について優先するものとします。

<別表第1> 宿泊料金等の算定方法

(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

		内訳
宿泊者が 支払うべ き総額	宿泊料金	「国際障害者交流センター料金表」のとおり
	飲食料金	飲食
	その他	駐車料金、通信料 他

備考 ビッグ・アイは身体障害者福祉法（昭和24年 法律第283号）に規定する身体障害者福祉センター（身体障害者福祉センターA型）であり、本施設を経営する事業は、第2種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年 法律第45号）第2条第3項第5号）に該当します。したがって、社会福祉事業に係る消費税の取扱いについては、消費税法（昭和63年 法律第108号）第6条第1項の規定により、当施設の宿泊料金は非課税です。

<別表第2> 違約金

(第6条第2項関係)

契約解除の通知を 受けた日		契約申込人数			
		15日前	前日	当日	不泊
個人	14名まで	—	30%	80%	100%
団体	15名以上	10%	30%	80%	100%

備考 (1) %は基本宿泊料金に対する違約金の比率です。

(2) 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、短縮日数分の違約金を収受します。

(3) 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）に当たる人数については、違約金はいただきません。

(4) 宿泊日の変更についても、上記規定に準じます。

(5) 宿泊人数の減員についても、上記規定に準じます。

宿泊利用規則 Rules of Conduct

ビッグ・アイでは、お客様に快適にお過ごしいただくため、センターのご利用に当たっては、別に定める「施設利用規約」を、また、特に宿泊については宿泊約款のほか下記の通り宿泊利用規則を定めております。(1)から(6)までの事項につきましては、ご遠慮くださいますようお願い致します。

遵守いただけない場合には、ご使用をお断りすることもございますのであらかじめご了承下さい。

(1) 適用範囲

本規則は、ビッグ・アイ宿泊室、多目的ホール、研修室、レストラン、エントランスホール、駐車場等、ビッグ・アイの敷地を含む全施設（以下「ビッグ・アイ内諸施設」といいます。）をご利用される来館者に適用させていただきます。ただし、本規則に定めのない事項は、国際障害者交流センター管理規程、国際障害者交流センター施設利用規約及び国際障害者交流センター宿泊約款を適用させていただきます。

(2) 防災・防犯・安全に関すること

- ①ビッグ・アイ内諸施設では喫煙場所以外での喫煙をお断りいたします。宿泊室においては、ベッドの中及びノースモーキングルームでの喫煙はお断りいたします。
- ②プライベートスペース、機械室その他お客様用以外の施設に立ち入らないでください。
- ③ビッグ・アイ内諸施設で火事、地震、停電等が発生した際は、従業員及び館内放送の指示に従ってください。
- ④客室内においては、所定の防災（火事・地震・停電等）、防犯等についてのご案内をご確認ください。
- ⑤客室のカードキーは、ビッグ・アイをご出発の際に必ずフロントにご返却ください。（紛失等によりご返却のない場合は、カードキー代金の実費をお支払いいただきます。）
- ⑥体調がすぐれないときは、ビッグ・アイ従業員又はフロントにご相談ください。
- ⑦客室に来訪者があった時は、ドアスコープ等でご確認ください。不審者と思われる場合は、フロントにご連絡ください。その他ビッグ・アイ内諸施設で不審者・不審物を見かけましたら、最寄りの従業員又はフロントにお申し出ください。
- ⑧お客さまの安全管理及び施設保全の観点から、お客さまの滞在期間により適宜又は定期的に従業員による客室の点検を実施しております。「Do Not Disturb／起こさないでください」の意思表示をされている場合も客室への電話連絡を行ったうえで従業員の入室を行うことがあります。応答がない場合又は緊急と判断した場合は事前に連絡することなく入室し点検をする場合があります。

(3) 貴重品、お預かり品、お忘れ物等のお取扱いについて

- ①現金、貴重品等は、フロントの貸金庫又は客室内に備え付けの金庫へお預けください。それ以外のビッグ・アイ内諸施設における紛失・盗難につきましては、その責任を負いかねます。フロントでの保管及び客室内の金庫のご利用はビッグ・アイ内諸施設の利用期間内に限らせていただきます。また、駐車中の車内に貴重品及びその他の物品を留置しないでください。
- ②お忘れ物、遺失物等は、一定期間保管の後、法令に基づいて処理させていただきます。
- ③美術品・骨董品等のお預かりはご遠慮いたします。

(4) お支払い等について

◆ご宿泊のご利用に際して

- ①お会計はご到着時にフロントでお願いいたします。
- ②ご滞在中でも都合によりお支払いをお願いする場合がございます。予定の宿泊日数を変更される場合はフロントにご連絡のうえ、ご延長の場合はそれまでのご利用料金をお支払いください。また、フロントからお勘定書の提示がございましたらその都度お支払いください。
- ③料金のお支払いは通貨（日本円に限る。）又はビッグ・アイが認めたクーポン券、ビッグ・アイ無料宿泊招待券、若しくはクレジットカードによりフロントにてお支払いください。
- ④宅配便等発送物のお支払い、タクシー代、切符代、お買物代、関税のお立替えはいたしかねます。その都度ご精算くださいますようお願いいたします。

◆レストランのご利用に際して

- ①お会計は、各レストラン会計でお願いいたします。
- ②レストランをご署名によってご利用される場合は、客室のカードキーをご提示ください。
- ③朝食については、予約制となっておりますので、チェックイン時までにご予約下さい。

◆多目的ホール、研修室のご利用に際して

お会計は、施設利用規約に基づき事前にお支払いいただきます。

(5) 禁止事項

当ホテル内諸施設を利用しようとする方が、次に掲げる場合に該当すると認められるときは、直ちにご利用をお断りし、退去していただきます。また、予約成立後、あるいはご利用中といえども、その事実が判明した場合には、その時点以降、ご利用をお断りいたします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他反社会的勢力及び反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の

団体であるとき。法人でその役員のうち反社会的勢力の構成員又は関係者に該当する方がいるとき。

- ②法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をすること。
- ③当ホテル内諸施設に関し、暴力的要求行為を行うこと、合理的な範囲を超える負担を求めること又は偽計若しくは威力を用いて業務を妨害すること。
- ④賭博又は風紀を乱すような行為をすること。
- ⑤大声、放歌、喧騒又は著しく不潔な身体若しくは服装等他のお客様に著しい迷惑を及ぼす行為をすること。
- ⑥睡眠薬その他の薬物の使用により、他のお客様あるいはホテルに迷惑をかける行為をすること。あるいは他のお客様に危険や、恐怖感を及ぼす恐れがあること。
- ⑦ビッグ・アイ内諸施設へ許可なく飲食物を持ち込むこと及び外部から出前等をとること。
- ⑧浴衣、パジャマ、下着、スリッパ等で廊下、ロビー、レストラン等客室以外のビッグ・アイ内諸施設を出歩くこと。
- ⑨ビッグ・アイ内諸施設に、次に掲げるものをお持込みになること。
 - (イ) 動物（但し、身体障害者補助犬は除く。）
 - (ロ) 不潔又は臭気のため、他のお客様に迷惑をかけるもの
 - (ハ) 著しく多量の物品
 - (ニ) 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
 - (ホ) 適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類
- ⑩駐車場構内で、係員の誘導及び指示に従わないこと。（2泊以上の駐車については、フロント又は係員にその旨お申し出ください。）
- ⑪ビッグ・アイの施設、備品、什器等を破損又は損傷あるいは、ビッグ・アイの許可なく他の場所へ移動又は館外に持ち出す行為を行うこと。
- ⑫ビッグ・アイ内諸施設で許可なく、広告、宣伝物の配布・掲示、所持品の放置、物品の販売、勧誘、パーティーの開催、撮影、営業行為等、及び街頭宣伝車等の構内乗入れ、ビラ等の配布、プラカード・ゼッケン・ハチ巻・横断幕等による示威行為及びそれ等の持込み、署名活動・政治活動等を行うこと。
- ⑬ビッグ・アイ内諸施設の名称・住所の印刷や、建物・動産の全体あるいは一部の写真又は模写した映像、その他商標・意匠等、ビッグ・アイが所有する権利を許可なく使用すること。
- ⑭その他ビッグ・アイが不相当と判断する行為を行うこと。

(6) その他

- ①資源を大切に使うため、節電・節水にご協力をお願いいたします。シーツ・タオル・備品の交換、客室の清掃がご不要な方はお申し出ください。
- ②宿泊登録者以外の方のご宿泊は固くお断りいたします。また、宿泊者以外の方が許可な

く、客室に入室することはできません。訪問客と午後 10 時以後の客室内でのご面会はご遠慮願います。

- ② 未成年者のみの宿泊は特に保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。
- ③ 長期のご宿泊契約によって、賃借権・居住権等、借地借家法（平成 3 年 法律第 9 0 号）その他居住に関連する法律上の権利を発生するものではありません。ビッグ・アイでは、滞在の証明を「宿泊証明書」をもって行い、「居住証明書」は発行しておりません。